

(先方からの形式のため発番なし)

平成28年6月16日

文部科学省初等中等教育局
局長 小松 親次郎 様

全国高等学校長協会
会長 宮本 久也
(公印省略)

文部科学省から提示された『学校教育法施行規則の一部を改正する省令(案)』及び『学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件(平成五年文部省告示第七号)の一部を改正する告示(案)』について(概要)に対して、下記の通り意見を述べる

記

高等学校に在籍している発達障害等の障害のある生徒に対して、現在、小・中学校で実施されているような通級による取り出し授業を実施するという前提に立てば、その法的な整備を行うための法令等の改正は必要である。特に、高等学校教育は明確な単位制をとっており、「通級指導を教育課程に加え、又はその一部に替えることができる」ようにすることは必要である。また、必履修教科・科目や総合的な学習の時間等の設定は、高等学校に在籍する生徒全員が受講することが適当であるとの判断に基づいていることから、「障害に応じた特別な指導を必履修教科・科目に替えることはできない」との判断には賛同する。また、「通級による指導に係る単位数を年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含める」との規定も、学習指導要領内の「卒業するまでに必要な単位は74単位以上とする」という規定の1割弱という値であり、数量として適切なものであると考える。

現場の実感としても、発達障害等の障害がある生徒が増加している実態があり、適切な対応を講じる必要性を感じており、その一環としての通級指導導入には賛同する。しかしその一方で、本人への指導・保護者への説明や周囲の生徒への指導には多くの困難を伴うことが予想されることから、今回の意見公募の内容には含まれないが、制度導入には十分な人的加配措置や施設設備のための予算措置が必要である。このため、制度設計を進めることと並行して、制度を円滑に実施するための環境整備を同時進行の形で協議し実現していただきたい。くれぐれも、環境整備が整わないままに制度のみが導入され、現場に混乱が生ずることのないようにご配慮をお願いするものである。